

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2011 年 9 月上旬から中旬にかけて公布された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[規則] ○「危険化学品生産企業安全生産許可証実施弁法」(国家安全生産監督管理総局令第 41 号、2011 年 8 月 5 日公布、同年 12 月 1 日施行) ○「輸出入化粧品検査検疫監督管理弁法」(国家品質監督検験検疫総局令第 143 号、2011 年 8 月 10 日公布、2012 年 2 月 1 日施行) ○「商務部弁公庁、財政部弁公庁、税関総署弁公庁、国家税務総局弁公庁の一部外商投資企業の製品輸出状況検査関係業務に関する補充通知」(商弁資函[2011]979 号、2011 年 8 月 31 日発布・実施) ●「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定施行弁法」(人力資源・社会保障部令第 16 号、2011 年 9 月 6 日公布、同年 10 月 15 日施行) ○「財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部の省エネルギー自動車普及補助政策の調整に関する通知」(財建[2011]754 号、2011 年 9 月 7 日発布・実施)	従来の同名の弁法(2004 年 5 月 17 日施行)に代わるもの。従来、中央管理企業以外の企業への「安全生産許可証」の発給は、省・自治区・直轄市の安全生産監督管理部門が行っていたが、新弁法では市または県の安全生産監督管理部門に委託することができることとされた。ただし、申請の条件・手続きは厳しくなっており、詳細に規定されている。危険化学品の生産企業は要注意。 同じく「輸出入化粧品監督検査管理弁法」(2000 年 4 月 1 日施行)に代わるもの。輸入化粧品と輸出化粧品の検査検疫手続きがそれぞれ具体的に規定されている。また、輸入化粧品に安全上問題があった場合の輸入者の自主回収、当局への報告、販売者と消費者への通知の義務についても、規定が盛り込まれている。化粧品の生産企業と輸出入企業は要注意。 現行の「外商投資産業指導目録」(2007 年 12 月 1 日実施)では、以前の目録で奨励類プロジェクトに含まれていた「製品を全量直接輸出する許可類外商投資プロジェクト」が除外されたが、経過措置として、2002 年 10 月 1 日から 2007 年 11 月 30 日までに設立または増資された上記の企業に対しては、設備輸入時にいったん徴税し、以後 5 年間で還付するとされていた。これに該当する企業に対して、輸出状況の検査を行うとしたもの。検査の結果、事実通りであった場合には、1 年分の検査につき既納額の 20%を還付としている。この通知は、これまで還付が実行されていなかったことを踏まえて出されたものと見られる。 外国人の社会保険取扱いに関する規則。詳細は下記をご参照。 昨年 6 月 1 日から始まった省エネ自動車への補助金政策の延長に関する通知。所定の基準を満たした省エネ自動車を購入する消費者に一括で 3 千円の補助金が交付されるが、今年 10 月 1 日から燃費基準が厳しくなる。
---	---

● 外国人の社会保険取扱い規則が出る

今年 7 月 1 日付で施行された「社会保険法」では、中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する規定が盛り込まれたが、その取扱いに関する規則が 9 月 6 日付で公布された。「社会保険法」では、外国人の社会保険加入は義務か任意かが明らかでなかったが、この規則で義務であることが明確になった。

この規則には、社会保険の登記期限や保険料の納付方法、納付金額の基数などについての規定がないなど不明な点あるが、10 月 15 日から施行されることになっており、また罰則規定も設けられているので、所在地の人力資源・社会保障部門に詳細を確認の上で、対応されたい。

この規則の要点は、次のとおり。

1. 加入義務者

- 1) 中国国内で法により登録・登記する企業、事業単位、社会团体、民営非企業単位、基金会、弁護士事務所、会計士事務所などの組織及びそれらの組織(以下、雇用単位という)が法により採用する外国人。
- 2) 国外の雇用主の中国国内で登録・登記する分支機構、代表機構及び国外の雇用主と雇用契約締結後に分支機構、代表機構(以下、国内業務単位という)に派遣されて業務を行う外国人。

なお、上記の外国人は、「外国人就業証」、「外国専門家証」、「外国常駐記者証」などの就業証、外国人居留証または「外国人永久居留証」を保有する者をいう。

2. 加入する保険の種類

従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険、出産育児保険。

3. 社会保険登記

- 1) 雇用単位が外国人を採用する場合、就業証の手続きを行った日から 30 日以内に社会保険登記を行う。
- 2) 国外の雇用主が国内業務単位に派遣する場合、国内業務単位が就業証の手続きを行った日から 30 日以内に社会保険登記を行う。

なお、社会保険取扱機関は、社会保障番号を記した社会保障カードを交付する。

4. 社会保険待遇の享受

- a. 社会保険に加入する外国人は、条件に合致する場合、法により社会保険待遇を享受する。
- b. 規定の養老金受給年齢に達する前に出国する場合、社会保険の個人口座を保留し、再度中国で就業する際に納付年数を累計で計算する。本人が書面で社会保険関係終了申請を行う場合、個人口座の積立額を一括して本人に支払うことができる。(注:規定の養老金受給年齢は、法定退職年齢で、男性は満 60 歳、女性は満 50 歳または満 55 歳。)
- c. 本人が死亡した場合、社会保険の個人口座残高は法により相続することができる。
- d. 中国国外で毎月社会保険待遇を受領する外国人は、その支払いに責任を負う社会保険取扱機関に対し、少なくとも毎年 1 回、中国の在外大使館・領事館が発行する生存証明を提出するか、または居住国の関係機関が公証、認証し、かつ中国の在外大使館・領事館の認証を経た生存証明を提出しなければならない。本人が合法的に入国する場合、社会保険取扱機関に出向いて生存状況を証明することができ、その場合は生存証明を提出しなくてもよい。

5. 社会保険協定の取扱い

中国と社会保険協定を締結する国の国籍者の加入方法については、協定の規定に従う。

6. 罰則

- a. 雇用単位または国内業務単位が採用する外国人のために社会保険登記を行わないか、またはその外国人のために社会保険料を納付しないときは、「社会保険法」、「労働保障監察条例」などの法律、行政法規及び関係規則の規定に従って処分する。
(注:「社会保険法」では、社会保険登記を行わないときは、期限を切って是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は、雇用単位に対して社会保険料の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科すと共に、責任者に対して 500 元以上 3000 元以下の罰金を科すとされ、また、社会保険料を期日に全額納付しないときは、期限を切って納付を命じると共に、1 日当たり 0.05% の滞納金を科し、期限を過ぎても納付しない場合は滞納金額の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科す、とされている。)

- b. 雇用単位が就業証の手続きを行わないか、または「外国人永久居留証」を保持しない外国人を採用したときは、「外国人の中国での就業管理規定」に従って処分する。
(注:「外国人の中国での就業管理規定」では、「外国人入国出国管理法実施細則」の規定に従うとしており、それによれば、採用の行為を中止させ、5000 元以上 50000 元以下の罰金を科すと共に、その外国人を送還するための全費用の負担を命じる、とされている。)

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

人民銀行第3四半期景況感アンケート 物価満足度は引き続き低下

人民銀行は15日、金融機関、企業、都市部預金者を対象とした2011年第3四半期景況感アンケート調査を発表した。預金者の物価満足度指数は、前期比2ポイント下落して14.8となり、「物価が高すぎ、受入れ難い」と感じた預金者の割合は同3.8ポイント上昇して72%に達した。不動産価格についても、「高すぎて受入れられない」と回答した預金者が前期比1.3ポイント上昇の75.6%に達し、調査開始以来の最高記録となった。預金者の消費意欲は低調で、消費を優先すると回答した人の割合は17.2%に止まり、82.8%が貯蓄（預金優先43.1%、投資優先39.7%）を優先している。金融機関のマクロ経済信頼感指数は、前期比2.1ポイント下落して54.9となった。来季の通貨政策については、「現状維持」の予測が前期比9ポイント増加の42.1%、「引き締めに向かう」との予測が同11ポイント減少の54.5%となった。企業経営者の信頼感指数は前期比5.6ポイント下落して70.2となったが、設備投資指数は0.41ポイント改善し、53.46となった。

商務部 8月対内直接投資 前年比11.1%増

20日に開かれた商務部記者会見によると、8月単月の対内直接投資額（実行ベース）は84.46億米ドルで、前年同月比11.1%増加し、2011年1-8月の累計投資額では前年同期比17.71%増加の776.34億米ドル、新規に設立された会社数は同7.68%増加の18,006社となった。1-8月の産業別では、サービス業が前年同期比+19.91%の356.63億米ドルとなり、外資導入の主要分野として他の産業をリード。製造業の投資額は同+14.79%の361.47億米ドルとなった。国別では、アジア・EUの主要各国の投資額が堅調に推移しており、アジア10ヶ国・地域が669.72億米ドル（前年同期比+23.12%）、EU27ヶ国が45.62億米ドル（同+3.28%）となっている。一方、米国からの投資額は21.78億米ドルで、前年同期比14.42%減少した。地域別では、中西部への投資額の伸び率が引き続き東部を上回り、東部の同+16.14%（663.22億米ドル）に対し、中部は同+31.81%の55.72億米ドル、西部は同+24.21%の57.4億米ドルとなった。

【産業】

8月の70大中都市住宅販売価格 全都市で前年同月上昇

国家統計局は18日、8月の不動産販売価格指数を発表した。新築商品住宅価格が前年同月上昇した都市は前月より2都市増え、70都市全てとなった。8月に上昇幅が最も大きかった都市は、順に江西省南昌市（前年同月比+9.3%）、新疆ウイグル自治区ウルムチ市（同+8.9%）、湖南省長沙市（同+8.8%）となった。今年に入ってから、北京市、天津市等中国北部の都市では上昇幅が縮小する一方、広州市、深圳市等南部の都市では上昇幅拡大の傾向にある。なお、中古住宅価格は64都市で前年同月上昇し、うち49都市の上昇幅が5%以内に収まった。

【金融・為替】

人民銀行 8月金融統計についてコメント - 穏健な金融政策を継続

中国人民銀行は12日、8月の金融統計についてのコメントを発表した。8月末のM2が13.5%（前月末比▲1.2ポイント、前年末比▲6.2ポイント）と低く抑えられた点については、M2の急激な伸びが常態に戻りつつあると評価する一方、資金運用商品の急速な発展に伴って預金からこれらの商品へシフトした資金はM2に算入されていないとして、さらに対象範囲を拡大したマネーサプライの統計方法を研究していることを明らかにした。また、今年に入ってから、の貸出や社会融資規模の伸び率は決して低いものではないとし、8月末の人民元貸出残高の伸び率（前年同月比+16.4%）が2000～2008年の平均水準の+15.5%よりも0.9ポイント上回っている点や、8月の人民元新規貸出額（5,485億元）が昨年同月比100億元近く増加している点を指摘した。インフレについては、ある程度抑制されているものの、根本的な解決には至っておらず、今後も引き続き物価の安定を主要任務とするともに、穏健な金融政策を堅持する必要があるとした。

外管局 7 地域で貨物貿易外貨管理制度の改革を試行

国家外貨管理局(外管局)、国家税務総局、税関総署の3部門は9月9日付で、「貨物貿易外貨管理制度改革試行の公告」()を公布。2011年12月1日より、江蘇省、山東省、湖北省、浙江省(除く寧波市)、福建省(除く廈門市)、大連市、青島市の7地域で、現行の貨物貿易外貨管理制度に対する大幅な改革を試行することを発表した。近年の中国の貿易規模、方式、貿易主体における様々な変化に対応し、貿易手続きの利便性向上と外貨管理強化の両面を実現することを目的としている。改革の主な内容は、企業のコンプライアンス状況に応じて、A、B、Cの3分類管理を行い、A類企業に対しては、対外決済時の提出書類を簡素化する一方、B、C類企業に対しては、事前届出や事後報告の義務付け等厳格に管理、決済実績額と実際の通関金額を突合せる外管局的照合(核銷)手続きについて、個別照合から定期的にデータを纏めて行う総量照合に変更、税務局における輸出税還付申請手続きを簡素化、国家外管局、国家税務総局、税関総署の3部門間のデータ共有により、違法企業の取締りを強化、等となっている。なお、国家外管局は従来より外貨管理制度の改革に取り組んでおり、2010年の5月に一部地域で既に輸入対外支払手続の改革の試行を実施し、2010年12月には全国に拡大した。今回の改革は更に輸出決済手続きも組み込み、輸出と輸入の両サイドの規定を一本化したものとなっている。

【日本語訳】:

[「貨物貿易外貨管理改革試行の公告」\(国家外貨管理局公告 2011 年第 2 号\)](#)

[附属文書 「貨物貿易外貨管理試行手引」](#)

[附属文書 「貨物貿易外貨管理試行手引の実施細則」](#)

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD	EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比		Close	前日比			
2011.9.13	6.3954	6.3926~6.3995	6.3991	0.0109	8.3136	0.0787	0.81994	8.6953	-0.1651	3.2800	2588.43	-27.67
2011.9.14	6.3920	6.3915~6.3990	6.3964	-0.0027	8.3164	0.0028	0.81929	8.7276	0.0323	3.2900	2602.62	14.19
2011.9.15	6.3878	6.3872~6.3966	6.3920	-0.0044	8.3148	-0.0016	0.82008	8.8070	0.0794	3.2500	2596.59	-6.03
2011.9.16	6.3813	6.3812~6.3859	6.3834	-0.0086	8.3215	0.0067	0.81955	8.8035	-0.0035	3.3242	2600.05	3.46

RMB レビュー&アウトルック

中秋節明けの先週の人民元相場は6.3954で寄り付いた。欧州の債務危機を背景に人民元は週初6.3995まで下落し、その後も6.38台後半から6.39台後半にて軟調な推移となった。ただ、週末に中国人民銀行が人民元対ドル基準値を2005年7月の切り上げ後の最高値となる6.3797に設定したことを受け、小幅上昇し6.3834で越週している。中国人民銀行は、中国のインフレ率は依然として高すぎる水準にあり、穏健な金融政策を継続する必要があるとの認識を示した。また、温家宝首相はインフレ抑制に向けて金融引き締め政策を継続する一方、長期的な経済成長を維持するため、構造改革を進めると講演で語っており、人民元は今後も上昇基調を辿ることになるだろう。ただ、世界経済の不透明感の高まりから引き続き狭いレンジでの値動きを予想する。(9月20日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)